

虐待対応マニュアル

児童発達支援 ぽてと
放課後等デイサービス ぽてと

3. 虐待発見のポイント

次のような様子が複数見られたら、虐待の可能性を疑ってみる必要がある。子どもや親の様子・変化を注意深く見守ること。その際には具体的な情報を時系列的に記録する。

◎子どもの様子

身体面	<ul style="list-style-type: none"> ・不自然な傷（あざ・目の周りの傷・やけど）がよく見られる ・治療していない傷がある ・身長や体重の発達が著しくよくない ・言葉や精神発達の遅れがある ・身体が非常に汚れている（爪の伸び・耳垢・虫歯の多さ等） ・髪の毛やまつげ、眉毛を抜いてしまう
表情	<ul style="list-style-type: none"> ・語りかけに対して表情や反応が乏しい、笑わない、視線が合わない ・人の顔をうかがい、オドオドしたりビクビクした様子が見られる ・おびえた泣きかたをする ・保護者と離れると安心した表情になる
行動	<ul style="list-style-type: none"> ・給食をむさぼるように食べたり、人に隠して食べる ・嘘をつくことが多い ・ささいなことに反応し、感情の起伏が激しく、パニックを起こしやすい ・衣服を脱ぐときに異常な不安を見せる ・落ち着きがなく警戒心が強い ・遊びが長続きしない ・小動物をいじめる ・年齢不相応な性的言動がみられる
他者との関わり	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が迎えに来ても喜ばず、帰りたがらないことが多い ・保護者の前では従順になる ・保育者を試したり、独占したがる、異常に甘える ・保育者や子どもとうまくかかわれない ・保育者や子どもに対して乱暴、威圧的、攻撃的である ・保育者や子どもとの身体接触を異常に怖がる
生活の様子	<ul style="list-style-type: none"> ・衣服がいつも不潔である ・基本的な生活習慣が身につけていない ・予防接種や健康診断を受けていない ・理由なく長期間欠席している

◎保護者の様子

子どもとの関わり	<ul style="list-style-type: none"> ・態度や言葉が拒否的である（誰かに預けたい、期待はずれな子、欲しくなかった子） ・叩いたり、怒鳴ったり、必要以上に厳しいしつけをしている ・乱暴に扱ったり、放置している ・子どもに対して冷淡、または無関心である（泣いてもあやさない、抱かない、無視する） ・子どもに能力以上のことを要求する ・兄弟姉妹に対して差別的である ・月齢や発達にふさわしい食事を与えない、料理をしない ・子どもの怪我・やけどに対する説明や、欠席の説明が不自然である
----------	--

他者との関わり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育者や他の保護者に対して消極的・否定的な態度をとったり、強く出たりする ・ 保育者や他の保護者との関係がもてない ・ 保育者との会話を避ける、または必要以上によくしゃべる ・ 説明の内容が曖昧でコロコロ変わる ・ 子どもに関する他者の意見に被害的・攻撃的になる
生活の様子	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の交流がなく孤立している ・ 不衛生な生活環境である ・ 夫婦間の暴力が認められる ・ 経済的に不安定である ・ 生活のリズムが乱れている
保護者自身のこと	<ul style="list-style-type: none"> ・ 表情が硬い ・ ひどく疲れている ・ 精神状態が不安定である ・ 被害観が強い、偏った思い込み、衝動的、未成熟等 ・ 連絡が取りづらい ・ 被虐待歴がある

4. 虐待が疑われたら

子どもを療育する中で「いつもと違う」「どうしてあんなところに傷が」「十分に世話をしてもらっていないのでは」等、虐待が疑われたら、速やかにリーダー、管理者に伝える。虐待予防チェックシートを記入する。

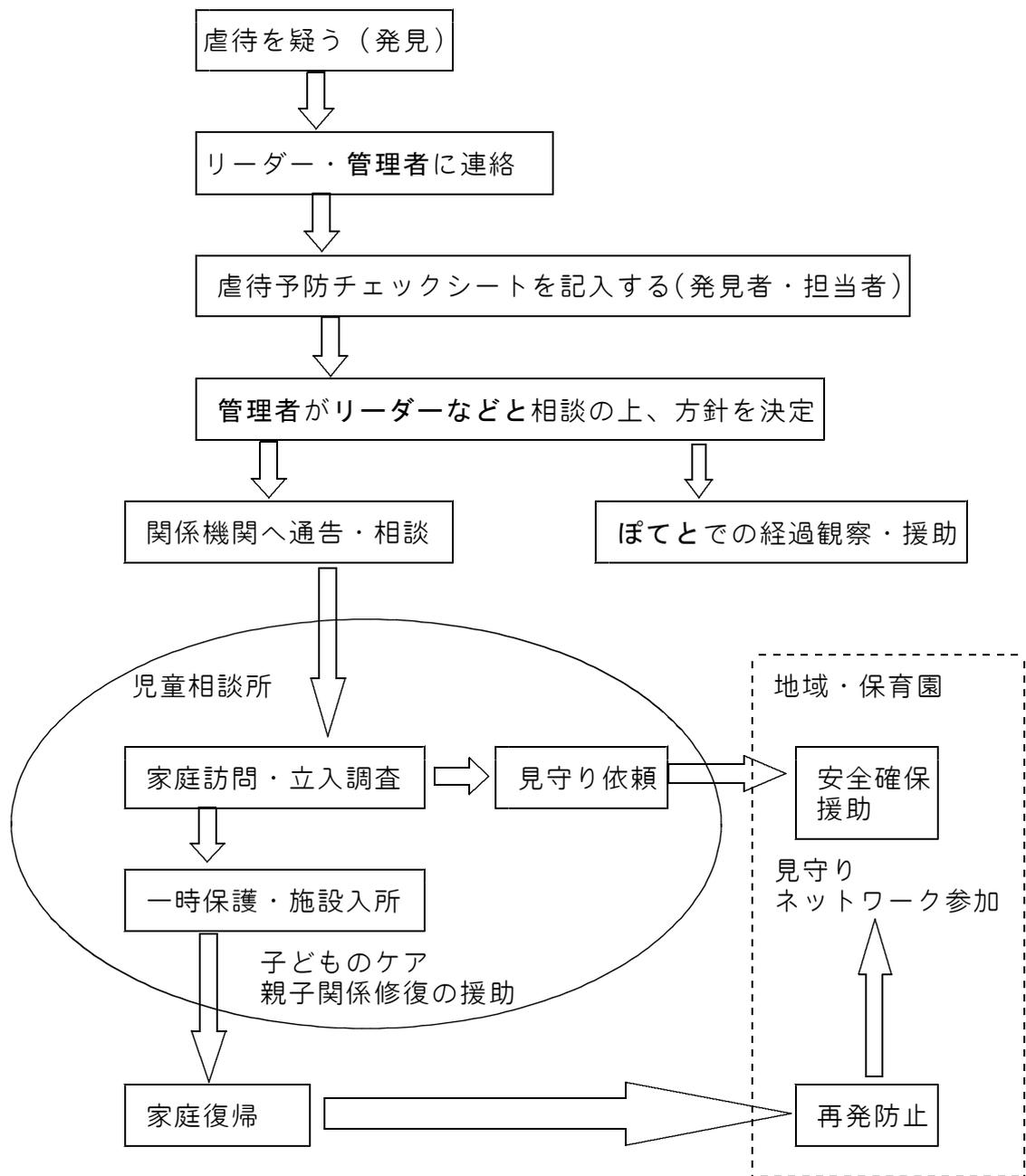
管理者は家庭環境や保護者の心理状態、児童の様子を把握し、知名町および和泊町保健センターと相談の上、必要に応じ、児童相談所へ連絡する。

職員は子どもの日常生活の見守りと安全の確保を第一に考え、関係機関と連携をとりながら継続的に援助していく。(ぼてと全体で情報を共有する)

職員は保護者と子どものプライバシー保護については高い意識を身につけ十分配慮する。

<p>プライバシーについて</p> <p>* 通告は守秘義務に優先する 通告によって、児童福祉施設職員が刑法上の守秘義務違反に問われることはありません。</p> <p style="text-align: right;">児童虐待防止法第6条第3項</p> <p>* 虐待の通告は、本人の同意を得ずに行うことが可能です。 個人情報保護法第23条第1項第1号</p> <p>* 現行法上では「虐待の事実がないことを知りながらあえて通告した場合や、それに準ずる場合を除き、法的責任を問われることはない」と解釈されています。 日本弁護士連合会子どもの権利委員会 「子どもの虐待防止・法的実務マニュアル第4版」</p>

【フローチャート】



5. 虐待予防チェックシートの記録

虐待を疑った時から、記録を残すことが重要となる。次ページの「虐待予防チェックシート」を活用し、いつ、どこで、誰が、誰に、何を、どのようにということを、できるだけ正確に詳しく記録する。子どもがどんな言葉を使っている、どんな様子を見てそう感じたかを事実をもとに具体的に記録すること。また、チェックがつく場合、虐待を疑うだけでなく、保護者が子育てに悩んでいないか、親子関係は良好か、今後虐待につながる可能性はないか、などについても注意深く観察し、記録することが必要である。

職員全体で「虐待が疑われるかどうか」の視点を統一し、虐待の見逃しを防ぐためにも、チェックシートを活用すること。

虐待予防チェックシート

記録日：令和 年 月 日

記録者： _____

対象者

_____ 組 名前 _____ 生年月日 _____ 年 月 日

		チェック項目	状 況
通所時の様子	子ども	<input type="checkbox"/> 怪我（あざ、傷、こぶ、その他_____） <input type="checkbox"/> 表情（ぐずる、元気がない、暗い等） <input type="checkbox"/> 衛生面（身体の汚れ、異臭、同じ服、服の汚れ） <input type="checkbox"/>	
	保護者	<input type="checkbox"/> 態度 登園時（疲れている、その他_____） 分離時（子どもと視線をあわせない） <input type="checkbox"/> 遅刻の状況（事前連絡の有無等） <input type="checkbox"/> 忘れ物が多い <input type="checkbox"/>	
遊びと生活の様子	子ども	<input type="checkbox"/> 食事（がつがつ食べる、飲み込み、その他） <input type="checkbox"/> 表情（ボーッとしている、無表情等） <input type="checkbox"/> おむつ交換、衣服の着脱時 <input type="checkbox"/> 友人関係（攻撃的、言葉づかい等） <input type="checkbox"/> 遊びの中での様子（人や物への独占欲、その他） <input type="checkbox"/> 体調不良 <input type="checkbox"/> 徘徊 <input type="checkbox"/> 午睡時（性器の露出等） <input type="checkbox"/>	
降園の様子	子ども	<input type="checkbox"/> 保護者を見る表情、会話 <input type="checkbox"/> 保護者と再会した時の態度の変化 <input type="checkbox"/>	
	保護者	<input type="checkbox"/> 態度 <input type="checkbox"/> 保育者を避ける <input type="checkbox"/>	
その他	その他の情報	<input type="checkbox"/> 家族の様子（母親・父親・祖父・祖母・夫婦間・その他_____） <input type="checkbox"/> 経済状況 <input type="checkbox"/> 就労状況（常勤・パート・その他） <input type="checkbox"/> 住まいの様子 <input type="checkbox"/> いつもと違う様子 <input type="checkbox"/>	
備考		対応	

記入者印	リーダー印	管理者印
------	-------	------

6. 関係機関との連携

虐待を生み出す家族は、複合的問題を抱えていることが多く、子どもを虐待から守り、家族修復までの息長い相談援助活動をすすめるためには、様々な関係機関との連携・ネットワークづくりが欠かせない。連携の際には、記録が重要となるので、**ぽてと**で起こったこと、発見したこと等を具体的に記録しておく。

関係機関との連携の流れ

- ①まずは電話連絡し、対応を協議する。緊急時の連絡先を把握しておく。
- ②情報を提供し、緊急度の判断を待つ。

【緊急性あり（要保護）】

通告を受けた機関は、情報収集や家庭調査を迅速に行い、子どもの安全確認、事実確認、緊急度の判断を行う。そこで緊急度が高いと判断されれば、「立入調査」「一時保護」により子どもの安全を確保する。

【緊急性なし】

緊急度がそれほど高くなく、在宅での援助が可能と判断した場合は、地域の機関が連携して、それぞれの役割を担いながら虐待が起きないように家族を支援する。在宅処遇のケースは全体のほぼ7～8割を占めており、保護した場合でも家庭に復帰した段階で、再び在宅処遇の対象になることから、虐待援助の主力は地域での支援ということになる。
*その過程で子どもに危険が生じた時には、速やかに子どもを保護する。



ぽてとで「見守り・支援」を依頼された場合の留意点

- (1) キーパーソンとなる専門家が誰かを知る。
- (2) 支援に関わっているチームメンバーとそれぞれが担っている役割を理解する。
- (3) キーパーソンとなる専門家と十分な連携をとり、どこにポイントをおいて見守りどのような支援が必要かを具体的に理解する。
- (4) ぽてとに期待されている役割を知る。また、ぽてとの見守りの限界について具体的にメンバーに伝える。
- (5) キーパーソンとなる専門家への報告のタイミングを打ち合わせる。(定期的な報告の方法・緊急と判断される場合の判断とその報告)
- (6) 定期的な報告や連絡

また、ぽてとは必要に応じて地域のネットワークの一員として要保護児童地域対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)に加わり、積極的に情報の提供と役割分担をすることが求められる。

要保護児童地域対策協議会とは

被虐待児をはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るために、関係機関がその子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要であるとの考え方から児童福祉法第25条に位置づけられた、地域の関係機関の児童虐待防止のためのネットワーク。構成員に守秘義務が課せられるとともに、中核となる調整機関を指定するなどにより、情報の共有化や効果的な支援が図られる。

ネットワークを組む利点

- ①多面的で柔軟な対応
複数の関係機関が関与することで、情報が集められやすく、対応策の組み合わせも広がる。家族を多様な側面から柔軟に支援できる。
- ②迅速・的確な対応
情報を共有することで問題状況の認識を統一し、援助方針の共通理解を図ることができる。情報交換の中でお互いの機能・役割を理解し、迅速・的確な対応ができる。
- ③援助者の支え合い
メンバーによる活動、検討を通して援助者相互の支援の場となる。

7. 関係機関連絡先一覧

	相談機関／電話番号	開設時間
大島群島	大島児童相談所 0997-53-6070	月～金 9:00～17:00
* 虐待の事実確認、児童の保護、児童と保護者の指導、児童を児童福祉施設に入所させるなどの措置を行う。児童福祉司、児童心理司、精神科医等が配置されている。		
知名町	知名町保健センター 0997-93-2075	月～金 9:00～17:00
* 母子保健に関する総合窓口。児童虐待予防（グループカウンセリング、保護者のこころの相談等）に関すること。保健師による訪問等を行う。		
和泊町	和泊町保健センター 0997-84-3526	月～金 9:00～17:00
* 母子保健に関する総合窓口。児童虐待予防（グループカウンセリング、保護者のこころの相談等）に関すること。保健師による訪問等を行う。		
鹿児島中央 児童相談所	児童相談センター 099-264-3003	月～金 8:30～17:15
* 発達関係の相談、親からの相談、子どもからの相談、このほか18歳未満の子どもに関するあらゆる相談を受けている。		
社会福祉法人	子どもの虐待防止センター 03-5300-2990	月～金 10:00～17:00 土 10:00～15:00
* 子どもの虐待を早期に発見し、虐待防止を援助するために設立された民間の団体。虐待の相談や子育ての悩みを受け付けている。法律相談も行っている。		
医療機関	国立成育医療センター こころの診療部 03-5494-7131	毎日 11:00～12:00 (この時間に電話して予約する)
* 各地域の拠点病院が中心となり、学校・保育所・児童相談所・発達障害者支援センター・保健所・療育施設・警察などと協力し、子どものケアを行っている。		

8. 参考資料

- 「保育所運営マニュアル」中央法規
- 「教育・保育関係機関用 子どもの虐待対応マニュアル」愛知県
- 「チームで行う児童虐待対応」東京都
- 「児童虐待防止ハンドブック」神奈川県

この手順マニュアルは平成28年9月1日から施行する
平成30年4月1日改定
令和2年2月1日改定